

公印省略

平成29年4月1日

建設業許可更新申請者 殿

福岡県福岡県土整備事務所建築指導課長

建設業許可更新審査のための営業所調査について

あなたが申請された建設業の許可については、経營業務の管理責任者、専任の技術者及び営業所の実態について調査を行い、書類審査及びこの調査結果に基づいて許可するか否かを決定いたします。

つきましては、下記の関係者の待機と書類の準備をお願いします。

なお、調査の日時につきましては、後日調査員から電話等でご連絡いたしますので、日程の調整等を行ってください。

また、営業所調査終了後も福岡県土整備事務所建築指導課から書類等を求める場合がありますのでご承知おき下さい。

記

- 1 待機をお願いする関係者
  - (1) 代表者
  - (2) 経營業務の管理責任者
  - (3) 専任の技術者  
(複数の場合は全員)
  - (4) 令3条の使用人  
(支店長等が設置されている場合)
- 2 準備を要する書類 別表のとおり
- 3 お問い合わせ先 福岡県福岡県土整備事務所建築指導課建設宅建業係  
電話 092-641-0168

(注) なお、調査員は県土整備事務所に常駐しているわけではありませんのでご注意ください。調査員にご用の際は、一度用件を伺ってから折り返しの連絡となります。

別 表

更  
新

建設業営業所調査に際して準備する書類

(○印は準備する書類)

区 分	事務所 使用権限	代 表 者	経 営 業 務 の 管 理 責 任 者 ※2 ※3	専 任 の 技 術 者 ※2 ※3	令 3 条 の 使 用 人	備 考
事務所の固定資産評価証明書又は 納税通知書又は賃貸借契約書	○					
本人であることが確認できる書類 下記(※1)		○	○	○	○	
出勤簿			○	○	○	
給与支払台帳又は支払を証するもの(帳 簿、口座振替依頼書等)			○	○	○	
健康保険の加入を証する書類			○	○	○	
後期高齢者医療制度対象者は、「後期 高齢者医療証」及びあれば「厚生年金保 険70歳以上被用者該当届」又は「厚生 年金保険70歳以上被用者算定基礎届」			○	○	○	

(※1)

本人であることが確認できる書類とは、顔写真入りの公的証明書(運転免許証、  
パスポート)か、住民基本台帳カード(写真入り)などで、単なる住民票は不可。

(※2)

出向の場合、出向協定書、辞令、健康保険証等

(※3)

本人の住所と所在地が離れている場合

・自動車通勤の場合、「通勤経路図、車検証の写し、ETC使用実績の写し」の  
提出

・他の交通手段の場合、「通勤経路図、定期券の写し」の提出